

## 事故発生防止のための指針

### 1. 事故対策の基本方針

社会福祉法人恵愛会、特別養護老人ホームめぐみの里は、事故対策に関する指針を定め、施設の方針とする。

#### (1) 事故発生防止のための基本的な考え方

社会福祉法人恵愛会 特別養護老人ホームめぐみの里は、質の高い介護保険サービスを提供するために、常に改善を行い、社会的な評価を得られるように全力をあげて運営を行う。そのためにサービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組む。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員でもって事故研鑽に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努める。

#### (2) 事故防止安全対策委員会の設置の目的

施設内での事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いサービスを提供する体制を整備する。万一事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、入居者・利用者に最善の対応を提供できるよう努めることを目的とする。

#### (3) 事故の防止のための委員会の構成員

- ・施設長
- ・介護支援専門員もしくは生活相談員
- ・看護師
- ・機能訓練士
- ・介護士
- ・安全対策担当者（研修終了者）

必要に応じ関係職員を招集することができる。

#### (4) 事故防止安全対策委員会の開催

毎月1回開催し、「介護事故発生未然防止」、再発防止等の検討を行う。また、事故発生時等、必要に応じ、随時委員会を開催する。

#### (5) 事故防止安全対策委員会の役割

- ・ひやりはっと、事故報告書などの様式について定期的に見直し必要に応じて整備する。

- ・ひやりはっと、事故報告書の分析及び改善策の検討をする。
- ・検討された改善策を実施するために、職員に対して周知徹底すること。
- ・事故防止のための職員研修の検討

## 2, 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図る為、職員採用時に研修を行うとともに、事故防止に関して、年2回職員研修を実施する。

## 3, 介護事故発生時の対応に関する基本方針

### (1) 利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対処するために、損害賠償保険に加入する。

### (2) 家族に対する連絡・説明

家族に対しては、予め指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また事故の発生状況については、適切な説明が親族に行えるように努める。

- ① 事故発生状況及び施設職員の対応状況
- ② 事故の発生原因及びその再発防止策
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

### (3) その他の連絡・報告について

サービス事業所等に連絡し、県・市区町村に対して介護事故等の必要な報告を行う

## 4, 介護事故等発生防止のための取り組み

- ・事故報告等は遅滞なく報告し各部署で情報の共有を図る。
- ・ひやりはっと、事故報告書の分析及び再発防止策の検討をする。
- ・検討された分析及び再発防止策は職員に周知徹底する。
- ・事故内容によって委員会で分析・評価し要因を洗い出し再発防止につなげる。

## 5, 事故対応防止についての指針の閲覧について

社会福祉法人恵愛会 特別養護老人ホームめぐみの里は事故発生防止のための基本方針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

附則 この指針は令和3年4月1日から適用